

新型コロナウイルス感染症に係る減免申請チェックシート

確認の上、ご自宅で保管してください。

提出物

<必須書類>

国民健康保険税減免申請書

収入状況等申告書

令和2年1月から直近までの収入がわかるもの（事業収支の帳簿や給与明細など）

令和元年の合計所得がわかるもの（確定申告書控えの写し、給与収入のみの場合は源泉徴収票の写し、所得証明書など）

<保険金、損害賠償金の支払いを受けている場合>

保険金、損害賠償金の支払いを受けていることがわかるもの（保険会社等からの支払通知書など）

<事業廃止の場合>

事業廃止が確認できるもの（事業廃止届の写し、法人町民税廃止届など）

<失業の場合>

本人の理由によらない退職がわかるもの（退職証明書、離職票など）

<死亡または重篤な症状の場合>

死亡診断書、医師の診断書など

※必ずご確認ください※

○多数の申請が予想されるため、減免の計算と審査に時間がかかり、承認または不承認の通知をお送りするのに1カ月ほどかかります。また、減免額の試算はできません。

○減免審査結果の通知が届くまでの間に納期限が到来する期の保険税は、現在の納付通知書の金額にて納付ください。その後、審査結果により過払いとなった保険税がある場合には後日還付します。

○審査期間中に納期限が到来する場合でも、保険税が未納となっている場合は督促状・催告書が送付されますので、ご了承ください。

○令和元年度の対象期間については、遡って減額となります。

○減免前の税額で納付が困難な場合には事前にご相談ください。

○年金特徴の方は減免申請すると年金からの天引きが止まります。そのため口座振替または納付書でのお支払いになります。また、申請のタイミングにより年金天引きを停止するのが遅れる場合があります。過払いとなった場合は後日還付いたします。